

岩手県告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

平成23年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

- (1) 馬淵川上流森林計画区（二戸市一円、八幡平市一円、岩手郡葛巻町、九戸郡軽米町及び九戸郡九戸村、二戸郡一円）
- (2) 大槌・気仙川森林計画区（大船渡市一円、陸前高田市一円、釜石市一円、気仙郡一円、上閉伊郡一円）
- (3) 北上川上流森林計画区（盛岡市一円、岩手郡のうち葛巻町を除く地域、紫波郡一円）
- (4) 北上川中流森林計画区（花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円、西磐井郡一円）

2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課並びに関係広域振興局の農政部農林振興センター、林務部並びに農林部及び農林部農林振興センター
- (2) 期間 平成23年11月8日から同年12月8日まで